



サービスB（通所・訪問）

令和4年度 地域づくり加速化事業（全国研修）

CONTENTS



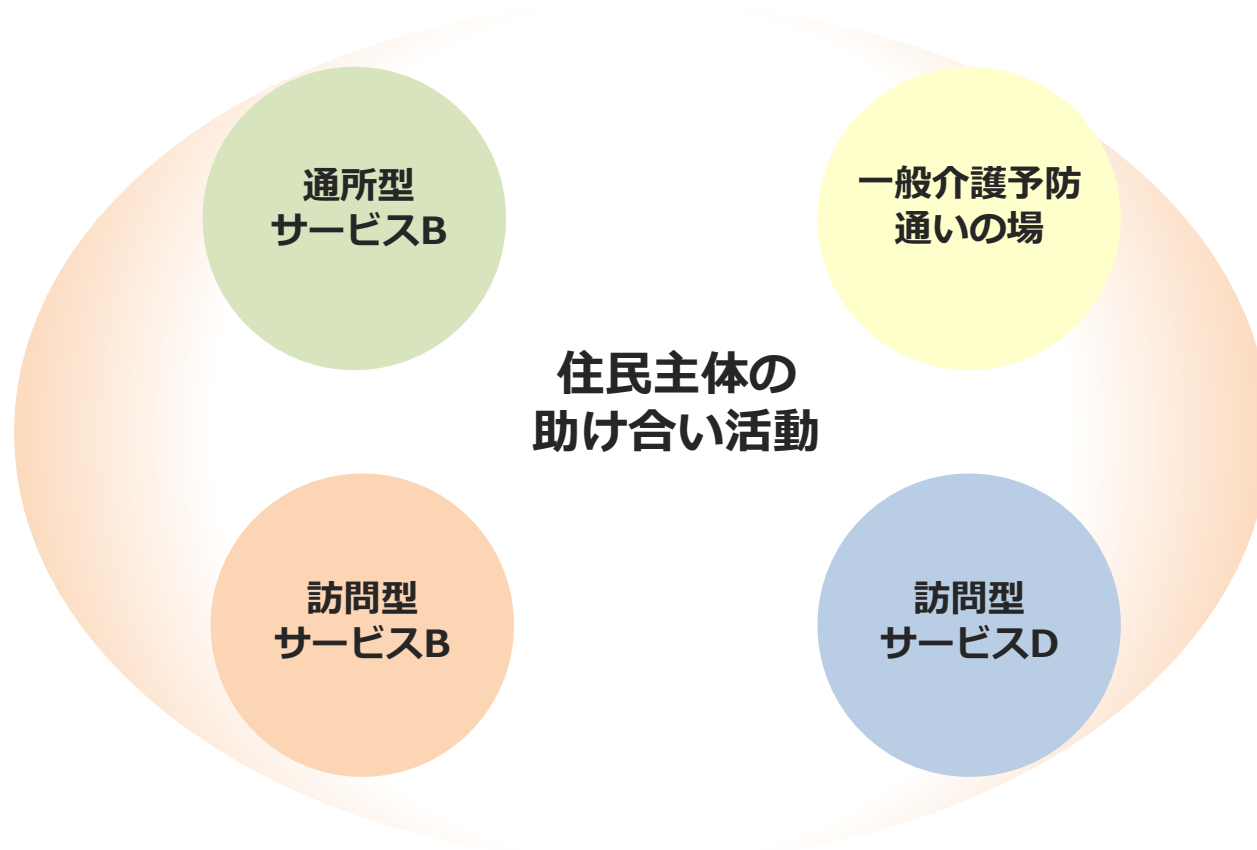
目次

- 1 総合事業・サービスBの概要・意義
- 2 実施に向けて持つべき視点
- 3 目指すべき仕組みと効果・成果
- 4 具体的に行うことの例
- 5 振り返り・まとめ

“助け合い”と総合事業の「B型」の関係

“助け合い”とは、住民が行うサロンや見守り活動、訪問による家事援助、おかずのおすそわけ、ゴミ出し支援、居場所づくりなど、**住民が互いに行う生活支援の活動、共に運営・参加する通いの場**などを指す。

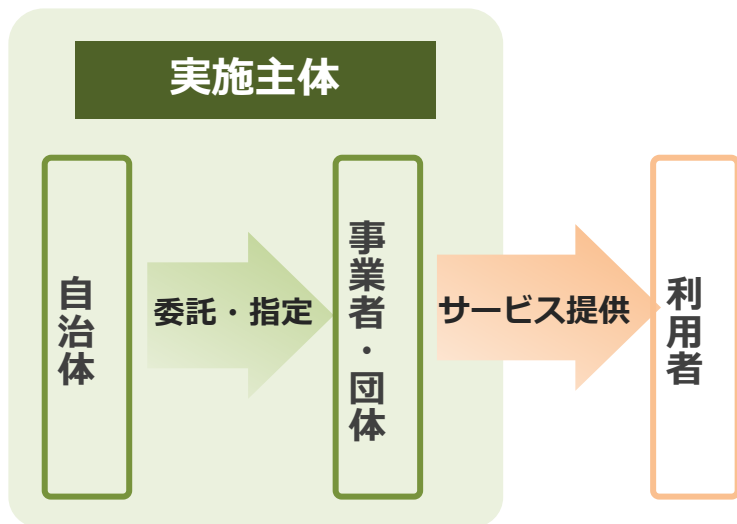
総合事業の「B型」（通所型サービスB、訪問型サービスB）は、この“助け合い”の活動を、補助という仕組みで推進支援するもの。



“助け合い”の実施主体は誰？

介護保険サービス等の実施主体は
市町村

従前相当・A型・C型
(委託・事業者指定)

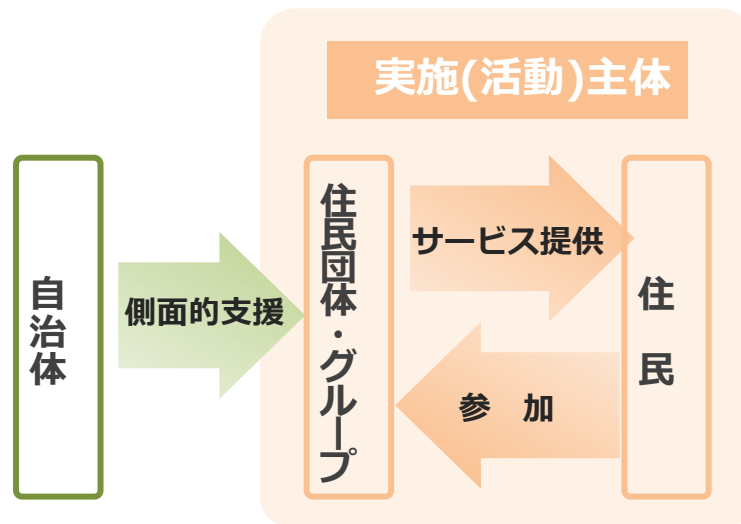


だから・・・

活動内容を決めるのは
市町村

助け合いの実施主体は
住民

B型・一般介護予防事業の
通いの場（補助）



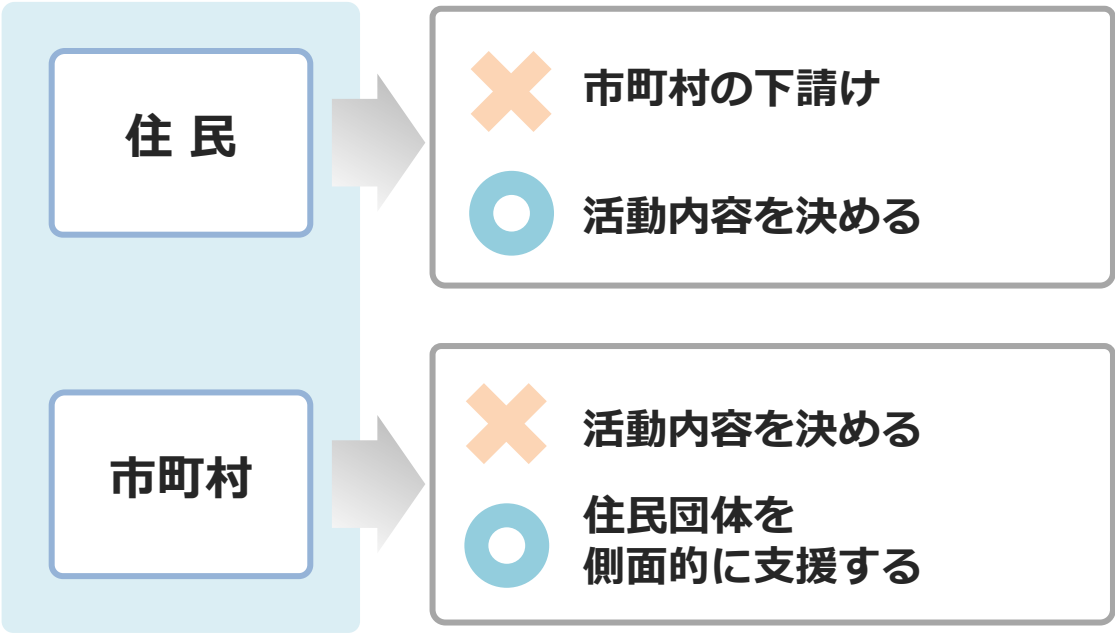
だから・・・

活動内容を決めるのは
住民

“助け合い”の実施主体は誰？

“助け合い”の実施主体は「住民」である

だから・・・



住民主体ならではの多様性・柔軟性を尊重した関わり方とは？

■ 要支援者以外がいてもB型で、高齢者以外がいても一般介護予防事業で、補助できる

ガイドラインの改定版によれば、対象者の半数以上が要支援者・基本チェックリスト該当者であれば運営費全体の補助が可能、半数を下回る場合も按分等、市町村が合理的と考える方法により補助が可能であり、要綱の中で対象者を限定する必要はない。

■ B型の要綱で定める補助の要件が、活動の妨げにならないよう留意する

要綱では、補助対象となる活動内容を定めればよく、団体がそれ以外の活動を追加して実施している場合に、そのことを理由に補助対象から除外されることは望ましくない。例えば、要綱の中で活動頻度を「週2回」と定めた場合に、毎日活動している団体が要件を満たすために活動回数を減らすことがないよう留意する必要がある。

■ 生活支援コーディネーター(SC)が「住民ニーズ」と「担い手の意向」を把握できるようバックアップする

生活支援コーディネーター（SC）が着任して、いきなりこれらの把握を行うのはハードルが高い。行政のバックアップとして、地域訪問への同行、住民勉強会の開催、各種調査結果のデータ提供のほか、地域ケア会議への出席を求めていくことも重要である。

■ 住民ニーズの把握と担い手の確保を同時に行う「住民ワークショップ」をやってみる

「住民ワークショップ」は、複数人が集まって発言することで本音を引き出しやすく、また、目の前に困っている人がいることで担い手が生まれやすい。助け合いへの関心が強い人から第2層の協議体メンバーを選出し、その中でリードできる人を第2層生活支援コーディネーター（SC）にしていく方法もある。

■ 助け合いを活用するには、「その人らしい生活」の観点からケアマネジメントを見直す

いきがいをもち続けるには、何らかの役割を果たしたり、人とのつながりを維持することが重要で、助け合いはまさにその役割を果たしている。したがって、ケアマネジメントの中で助け合いを活用するには、「その人らしい生活」の観点からアセスメントが必要である。

■ 助け合い活動と専門職によるサービスをつないで両者の利点を生かす

B型の団体の活動は、基本チェックリストや介護予防ケアマネジメントを受けている人しか利用できないというのは誤解。ニーズを持つ住民を見つけて、そのまま支援につなげるのは、まさに住民主体の強みを活かしたアプローチである。また、活動の中で、専門的な支援を必要とする人が出てくれば介護保険などのサービスにつなぐことも重要。

サービスB（通所）

高齢者を中心にしながらも、赤ちゃんからお年寄りまで誰もが「行きたいときに行くことができ、帰りたいときに帰れる」「何をしても自由にやりたいことが実現できる」居場所にして行くことが、地域での多様なつながりを生み、共感が生まれ、気になる関係から助け合う関係に発展していく。受け身体をつくらない、主体的な参加は「楽しい」場となり、**結果、介護予防をはじめとしたさまざまな効果**が生まれる。それは**地域共生社会**につながる場となる。

サービスB（訪問）

助け合いの生活支援は例えば、部屋の掃除、風呂掃除、洗濯、買い物、調理をはじめとする家事支援や話し相手など、頼みたいときに謝礼を払うことで、気兼ねなく頼める有償ボランティアの仕組みが多い。

「困ったときはお互いさま」の理念のもと、助ける側も助けられる側も双方向の関係が生まれるため、頼む側は**それまでやってきたことが継続できる、困ったら頼める、受けるばかりでなく、時には助ける側にもなれる**という効果がある。

また、日常生活の経験を活かし「できるときに・できることを」と多様な住民が担い手として参加できるため、**得意なことで社会参加**することにつながり、「ありがとう」と言ってもらうことで**いきがいが生まれ、結果、介護予防**にもつながる。

あなたの市町村では、こんなことになっていませんか？

生活支援コーディネーター・協議体



- 通いの場は結構あるけど、常設の場はないね。いつでも気軽に立ち寄れる場が欲しいという声を最近よく聞くよ。

- 常設の通いの場を立ち上げようと考えている住民のグループがいますよ。でも、立上費用を確保するのに苦労しているみたい。

市町村の庁内会議



- B型の補助金を交付する団体って、どうやって選ばいいんでしょう？

- とにかくB型のサービスを増やさないと！

- 他の市町村がB型で定めている補助要件があるから、それにならってみましょうか・・・

✓ 補助金の交付について、SC・協議体の意見を聞く機会がない

SC(生活支援コーディネーター)や協議体の活動が地域に定着するにつれ、地域のニーズ・資源に関する情報が集まってきます

既存の住民主体による助け合い活動が補助を受け、
活動を変えずに継続している事例

NPO法人ふれあい天童(山形県天童市)

理念 「お仕着せでない
金儲けでない施しでもない」

謝礼金：700円/1時間(基本は30分から)+交通費
活動開始：1993(平成5)年～

《主な活動内容》

～家事援助サービス～

食事の世話・掃除・洗濯・整理・買い物・留守番・
話し相手・薬もらい等

～外出支援サービス～

通院介助・外出介助

～介助～

軽介護・食事介助・散歩の介助・リハビリ介助

～その他の活動～

産前産後のサポート・子育てサポート
緊急時の病児サポート・福祉啓発研修会

～常設共生の居場所～



✓ 洗濯サービス

- 家族に代わって、施設に入所中の方や病院に入院中の方の洗濯をしています。



✓ 玄関の掃除



「これまでの活動を
変えないのであれば」と
天童市から補助を受けている
総合事業サービスB
(訪問・通所)とD型

- 会員は200名
家の中でのサポート（食事づくり、洗濯、部屋の片付け、トイレ掃除、風呂掃除）、風呂の見守り、買い物のニーズが増加。ケアマネからの問い合わせも増えている。

✓ お墓参り

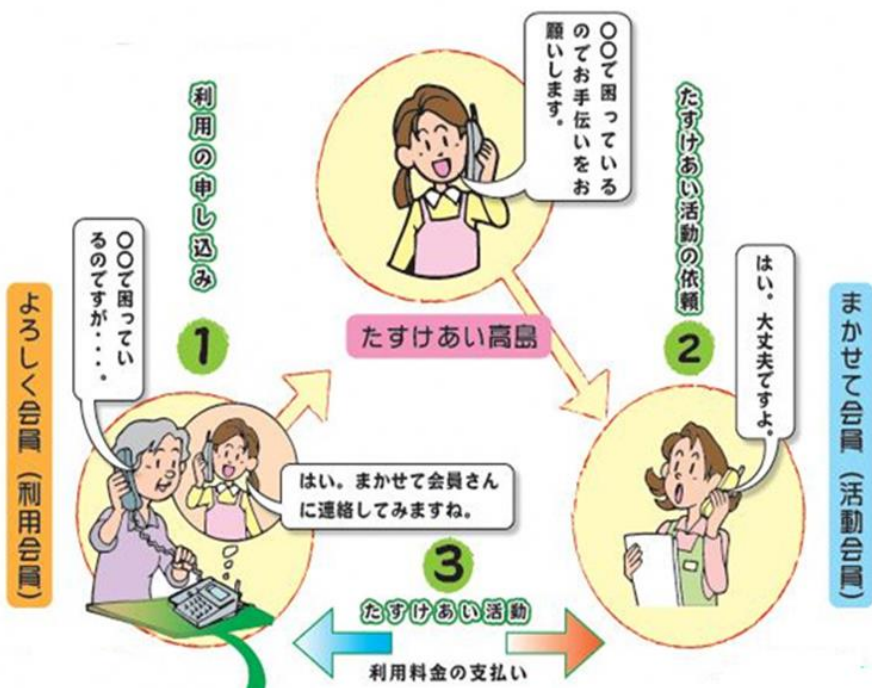


の～んびり茶の間（常設共生の居場所 月曜～金曜日開催）



住民主体による助け合い団体が活動を継続しながら、サービスBとしての取り組みも実施。また、多様な活動にも取り組んでいる事例

＜既存の助け合い活動＞NPO法人元気な仲間(滋賀県高島市)「たすけあい高島」



「たすけあい高島」の活動は、地域住民自らが生活の中の困りごとを相互扶助によって助け合う仕組みです。

謝礼金：800円/1時間(以降30分毎400円加算)

【有償ボランティア活動】

※活動保険料は法人負担

＜既存の活動＞有償の助け合いのほかサービスB（訪問型）、ファミリーサポート、介護保険事業なども実施。

高島市の訪問型サービス

	訪問型サービス (従前相当)	訪問型サービスA	訪問型サービスB (住民主体)
開始時期	平成28年4月	平成28年4月	平成29年7月
主な内容 (一例)	入浴・排泄等の介助 掃除・ごみ出し 生活必需品の買い物 食事の準備・調理 衣類の洗濯・整理 薬の受け取り	掃除・ごみ出し 生活必需品の買い物 食事の準備・調理 衣類の洗濯・整理	掃除・ごみ出し 生活必需品の買い物 食事の準備・調理 衣類の洗濯・整理 電球の交換
方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助
時間	1回60分程度	1回60分以内	1回60分以内
提供主体	介護保険事業所	介護保険事業所 NPO法人	シルバー人材センター たすけあい高島
従事者	訪問介護員 (ホームヘルパー)	訪問介護員 <u>一定の研修修了者</u>	<u>一定の研修修了者</u>

高島市での住民主体の取り組み

①高島市での取り組み

◎訪問型サービスB（住民主体）

- ・平成29年7月よりスタート
- ・生活援助（掃除・洗濯・買い物・ゴミだしなど）
- ・週1回（60分以内）を限度。

利用者は1回につき200円負担する。



【実施団体】

- ・高島市シルバー人材センター
- ・NPO法人 元気な仲間（たすけあい高島）

✓ 「たすけあい高島」への活動依頼内容（2021年度）

● 活動依頼の上位は生活支援！

1. 掃除・洗濯
2. 調理・食事準備
3. 除草・剪定
4. 外出サポート
5. 買い物・買い物付き添い
6. 傾聴・見守り
7. 通院付き添い
8. 屋内外片付け・整理



市町村

生活支援コーディネーター（SC）・協議体が住民の意識を醸成する機会をつくる

多くの住民は「やらされ感」でいっぱいです。生活支援体制整備事業を活用して、SC・協議体で住民に向けたフォーラムや研修会、勉強会、情報交換会などを開催し、意識の醸成を推進することが重要です。その際、行政は厳しい現状や住民主体の助け合いを推進していく必要性を伝え、行政もしっかりと後方支援をしていくことも併せて伝えることが大切です。

「自分ごと」と感じ、「何とかしたい」「取り組んでみたい」という住民が生まれます。その人たちを対象に勉強会や住民同士で話し合う機会を進めていくと本物の主体的な助け合い活動が創出されます。住民意識の醸成には時間がかかるため、市町村を上げて繰り返し取り組んでいくことが必要です。

国

「B型」と「従前相当・A型・C型」の根本的な違いを明示する

指定事業者や委託で実施されることの多い「従前相当・A型・C型」と、補助で実施されることの多い「B型」では、実施主体の違いから、根本的に異なる考えでのサービス設計が求められますが、国のガイドラインでは並列で示されています。

B型は、介護保険サービス等とは異なる視点や枠組みから設計を行う必要がある点について、国から自治体に対し明示する必要があります。

国・県

SCの育成・ネットワークづくりを支援する

多様なメニューが必要なSCの育成は、市町村のみでは負担が大きいため、都道府県で研修カリキュラムを準備するのが望ましいです。そのほか、アドバイザー派遣やSCのネットワーク構築も都道府県に期待される役割です。また、都道府県に対し市町村支援のノウハウの提供や仕組みづくりを行うのは、国の重要な役割です。

振り返り・まとめ

- 1 助け合いは地域づくり
- 2 サービスではなく助け合い活動（お互いさま）
- 3 住民主体助け合いの特長は自発性・柔軟性・即応性・継続性
- 4 補助要件の理解と柔軟な活用
- 5 生活支援体制整備事業との連動が重要